

平成 29 年 7 月 11 日

住宅局住宅政策課

**「平成29年度 空き家所有者情報提供による空き家利活用推進事業」の
採択団体(7団体)の決定および二次募集の開始について**
～空き家所有者情報を活用した官民連携による空き家利活用の取組を支援～

国土交通省は、民間事業者と連携して空き家所有者情報を活用するモデル的な空き家利活用の取組を行う7市の応募事業を「空き家所有者情報提供による空き家利活用推進事業」の一次募集として採択しました。

また、本日(7月11日)より二次募集を開始します(7月24日(月)18時必着)。

国土交通省では、本年3月に、市区町村が空き家所有者情報を民間事業者等の外部に提供するに当たっての法制的な整理、所有者の同意を得て外部に提供していく際の運用の方法及びその留意点等を内容とする「空き家所有者情報の外部提供に関するガイドライン(試案)」^{*}を策定・公表したところです。

※「空き家所有者情報の外部提供に関するガイドライン(試案)」(<http://www.mlit.go.jp/common/001178127.pdf>)

「空き家所有者情報提供による空き家利活用推進事業」は、本ガイドラインを活用し、①民間事業者等と連携して②空き家所有者情報を活用するモデル的な空き家利活用の取組等を行う市区町村に対し、国がその実施に要する費用の一部を補助するものです。

<一次募集の概要>

- (1) 応募期間 平成29年5月25日～平成29年6月27日
- (2) 採択実績 7団体(詳細は別紙参照)

<二次募集の概要>

- (1) 応募期間 平成29年7月11日～平成29年7月24日18時必着
- (2) 応募方法

以下の問い合わせ先まで、応募書類を持参又は郵送により提出

※ 応募要件等の詳細については、募集要領をご覧ください。

※ 募集要領・応募様式は、以下のURLよりダウンロードいただくか、以下の問い合わせ先まで連絡をお願いします。

(http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000037.html)

- (3) 選定方法等

応募事業について書類審査等を行います。平成29年7月末を目処に採択事業を公表予定です。

問い合わせ先

住宅局住宅政策課 空き家利活用推進事業担当 猪野間、中澤
電話: 03-5253-8111(内線: 39-244)、03-5253-8504(直通)
FAX: 03-5253-1627
メール: hqt-juusei@ml.mlit.go.jp

団体名	事業名	事業概要
群馬県 太田市	(仮称)空家所有者等の個別相談	空き家所有者が抱える課題のアンケート調査を行い、個々に把握された課題に対する提案書を専門家団体が作成し、市経由で空き家所有者に提案することで、利活用に向けた所有者の意思決定(情報提供の同意)の後押しを図る。
東京都 青梅市	青梅市空家利活用推進事業(所有者情報提供)試行	市および青梅市住宅施策推進協議会に所属する事業者が特定した空き家に対し、市が空き家所有者の利活用等の意向を確認し、同協議会への情報提供を図る。
三重県 伊賀市	空き家対策包括連携ネットワーク事業	市と空家等対策推進包括連携協定を締結している協定団体への情報提供を図る。併せて、空き家の流通可否判定手法の構築と判定のための現地調査を行い、空き家所有者等への円滑な相談対応を図る。
奈良県 橿原市	(仮称)橿原市版空家等対策プラットフォームによる空き家等情報の共有	流通に課題がある空き家への対応を目的に、課題解決のノウハウを持つ専門家団体から成る組織(〈仮称〉橿原市版空家等対策プラットフォーム)を構築し、同組織を運営するNPO経由で情報提供を図る。
奈良県 生駒市	市所有情報及び民間事業者提供情報の実効的活用スキームの構築	空き家所有者にメリットを提示した上で、空き家流通促進を目的とする民間事業者等の協議組織への情報提供を図る。併せて、課税情報以外の提供可能情報や、トラブル防止策、民間からの空き家情報提供をきっかけとした市による所有者意向確認の仕組みを検討する。
和歌山県 和歌山市	空き家所有者意向調査を活用した空き家利活用推進事業	市において空き家利活用を図る重点地区において、空き家所有者へ利活用等に関するアンケート調査を行い、リノベーション事業を行う市の商工振興課及び民間事業者への情報提供を図る。
和歌山県 橋本市	所有者相談支援及び空家等利活用促進事業	市の「空き家相談センター」を運営する一般社団法人への情報提供を図る。併せて、空き家所有者向けにセミナー及び相談会等を開催し利活用意識の滋養を図る。

空き家所有者情報提供による空き家利活用推進事業

平成29年度予算0.38億円(皆増)

○ 空き家の多様な利活用等を進めていくため、民間事業者と連携して空き家所有者情報を活用するモデル的な取組等を行う市区町村を支援し、それら取組の全国的な普及を図る。
※「空き家所有者情報の外部提供に関するガイドライン(試案)」(平成29年3月 国土交通省住宅局)を参照

事業内容
市区町村が行う空き家所有者情報を活用するモデル的な取組等の実施

事業主体
市区町村

事業要件

- ・民間事業者等と連携して検討する体制があること
- ・取組結果の集約・分析、全国的な普及に向けた検討に協力すること

補助率等
定額補助

事業の例

- ① 市町村による空き家の特定・所有者調査(課税情報も活用)
- ② 空き家所有者に外部提供の意向確認
- ③ 空き家所有者の同意
- ④ 所有者情報を提供
- ⑤ 事業者と所有者の接触

```
graph TD; A[税務部局] -- ① --> B[空家部局]; B -- ② --> C[所有者]; C -- ③ --> B; B -- ④ --> D[事業者]; D -- ⑤ --> C;
```

事業の流れ

- 市区町村が民間事業者等と連携して検討
- 空き家所有者の同意に基づき所有者情報の提供を試行
- 取組結果の集約・分析、全国的な普及に向けた定型化の検討に協力

※上記事業のほか、上記事業の取組結果の集約・分析、全国的な普及に向けた定型化について併せて募集(事業主体:民間事業者等、補助率等:定額補助)